

機計器取付取外作業基準

項 目	基 準	急 所
01 機計器取外し作業	<p>作業着手前に液抜き、洗浄、解毒が完了しているかどうかを確認する。</p> <p>作業着手時は工事監督者の立ち会い指導を受ける。</p> <p>重量物の機計器を取外す時は、予めロープ等で確実に保持した後に取外し作業にかかる。</p> <p>取外し時機器本体、配管に損傷を与えないように注意する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・無害化の方法を確かめ、作業の安全性に支障が無いことを確認する。 ・ロープ等で機計器を吊ったまま作業場所を離れないこと。 ・パッキン等に異常損傷を発見したときは工事監督者に連絡する。
02 残液処理等	<p>機計器の接液部には、たまり部分があるので、無害化が完了していても機計器内部に残液があると考え 項以下の点に注意する。</p> <p>薬傷、熱傷の恐れがある場合は必ず保護具を着用する。</p> <p>取外し時、体の位置は直接液がかからない方向で、念の為に機計器の取外し部分をビニール袋等で覆う。</p> <p>適切な工具を使用する。</p> <p>取外しの際は機計器取付用元バルブ、導圧管の元バルブ、発信器、調節弁の前後の元バルブを確実に閉じる（抜き配管がある場合は抜きバルブを徐々に開き、残液がないか確認する。</p> <p>取外し完了時、付近に漏れの無いことを確認する（万一漏れがあった時は、直ちに現場監督者に連絡し処置を仰ぐ）。</p> <p>取外し機計器を運搬するときは、機計器内部の残存液の有無を確認してから行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・可燃物、爆発危険場所にはベアロン工具を使用する。 ・ボルト類の規格に合ったメガネスパナを使用する。 ・抜きバルブは徐々に開き急激に開放しない（残存圧により吹出ることがある）。
03 機計器取付け作業	<p>取付け個所の強度が充分あるかどうかを確かめる。</p> <p>取付けの際には、パッキンは同じタイプの新しい物に取り替える（ボルト類に付いても腐食損傷のあるものは取り替える）。</p> <p>取外した機計器であることを確認し、流入方向等を間違えない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・取付け部や補強材の腐食または損傷が無いかどうか。 ・機計器取外し時、本体または配管に合マークを記入しておく。

* この基準は点検修理に先立、予め客先が実施する無害化（液抜、洗浄、解毒）の作業基準ではない。